

ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2020年3月20日

【ポイント】

●3月19日夜、ブラジル政府は、日本を含む36ヶ国からの空路による入国を禁止する旨の政令を発出。

●
万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館、総領事館及び領事事務所までご連絡ください。

【本文】

●3月19日夜、ブラジル政府は、官報にて日本を含む36カ国からの空路による入国を禁止する旨の政令を発出しました。

同政令の概要は以下のとおりです。

1 次の国から空路で来る外国人の入国は、30日間制限される。

中国、すべてのEU加盟国、アイスランド、ノルウェー、スイス、英国、豪州、日本、マレーシア、韓国

2 同制限は、次の者には適用されない。

- ・ブラジル人
- ・ブラジルでの永住を事前に許可されている移民
- ・国際機関のミッションによる外国人専門家
- ・ブラジル政府に認定された外国人公務員
- ・ブラジルにいるブラジル人の家族と会う外国人
- ・公益の観点からブラジル政府により特に入国が許可された外国人
- ・国家移民登録証（RMN）を保有する外国人
- ・貨物輸送

3 本政令で定められた措置に従わない場合は、以下を意味する。

- ・違反者の民事、行政、刑事上の責任
- ・違反者の即時送還または国外退去
- ・難民申請の失効

4 本政令は、2020年3月23日に施行する。

●引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

（問い合わせ先）

在クリチバ総領事館

-電話：41-3322-4919

-e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

-電話：51-3334-1299

-e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp